

群馬大学大学院理工学府副理工学府長に関する内規

平成25年4月1日 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院理工学府副理工学府長（以下「副学府長」という。）
に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 本学府に、副学府長を置き、教授をもって充てる。

(職 務)

第3条 副学府長は、理工学府長（以下「学府長」という。）を補佐し、学府長の指示する
全学府的な重要事項について企画・立案及び連絡調整等を行う。

(選 考)

第4条 副学府長は、学府長が指名し、教授会の承認を得るものとする。

(任 期)

第5条 副学府長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、学府長の任期を超えるこ
とはできない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず評議員が、副学府長に指名されたときは、任期を超
えることができる。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学府長が行う。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。